

NPO 法人 KOBE CRAFT WORKS 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人 KOBE CRAFT WORKS という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市北区淡河町北僧尾1761番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、ワークショップやイベントを通じて地域に残る伝統的な工芸品（竹細工、つる籠等）や地域農産品を使用したお菓子作りなど幅広いクラフトワークの技術伝達を後押しし、市民の自由な働き方の後押しや子どもへの体験の機会の提供、里山・農村資源の活用に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 竹林整備事業
- (2) 竹細工、竹の活用をテーマとしたイベント事業
- (3) 各種クラフトワークをテーマとしたワークショップ事業
- (4) 竹をはじめとする里山資源を活用したプレーパーク運営事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事のうち定数の 3 分の 1 を超える者又は監事が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) その他理事会が必要と認める重要事項

(開催)

- 第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席正会員が提案した緊急を要する議案に対し、出席正会員の5分の2以上の同意があったときは、これを総会の議案とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - (6) 議長の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 役員職務
- (5) 会費の額
- (6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(客足数)

第 35 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席理事が提案した緊急を要する議案に対し、出席理事の 3 分の 2 以上の同意があったときは、これを理事会の議案とすることができる。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の区分）

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

（資産の管理）

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

（事業計画及び予算）

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予備費の設定及び使用）

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、以下の事項については所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 池尻 裕

副理事長 今別府 香織

副理事長 深田 佳宏

理事 上野 歩

監事 臼井 綾香

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 7 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の正会員会費は不要とし、正会員は設立の翌年度から払い込むものとする。
 - (1) 正会員 会費(年額) 個人 0 円
 - (2) 賛助会員 会費(年額) 個人 0 円 団体 0 円

(様式例)

役員名簿

NPO 法人 KOBE CRAFT WORKS

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いけじり ひろし		無
	池尻 裕		
副理事長	ふかた よしひろ		無
	深田 佳宏		
副理事長	いまべつぷ かおり		無
	今別府 香織		
理事	うえの あゆみ		無
	上野 歩		
監事	うすい あやか		無
	白井 綾香		

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、働き方の自由度が高まる一方で、働きながら自身の特技を活かせる機会や、試験的に事業化の練習をするような場所が少ないと感じます。また同時に、子どもたちの幅広い学びの機会が求められる中、学校教育では補えない地域の中での学びの場が必要であると感じています。

この二つの課題感に対し、「大人のアウトプット」と「子どものインプット」を繋ぐようなイベントやワークショップを開催することで、両課題を解決し、今後求められる多様なスキルを幅広い世代が身につけ充実した暮らしを送る後押しをしたいと考え、この活動を始めるに至りました。

同時に、里山エリアで課題となっている竹林問題等にも取組み、地域の高齢者の技術伝承なども後押しする活動を予定しています。

その中で多様な学びを提供するにあたり、株式会社等の民間の法人の研修を受託したり、小中学校との連携を図ることなどを行うためには、社会的にも認められた公的な組織にすることが最良であると考え法人化を進めるに至りました。また、より幅広い地域の方に活動に参画いただきたいという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であると考えました。

2 申請に至るまでの経過

令和 4 年 8 月 神戸市農政公社主催の「神戸農村スタートアッププログラム」に参加。

令和 5 年 4 月 神戸農村スタートアッププログラム卒業生で事業化を目指す「はじめの一步」設立。

令和 5 年 5 月 神戸ワイナリーで開催されたイベントにてクラフトワークの物販を中心に出店

令和 6 年 2 月 「脱炭素×SDGsオーガナイザー育成プログラム」受講者と合流。竹林問題の対策や竹を活かすワークショップなどの取組みを始める。

令和 6 年 4 月 神戸市北区淡河町の耕作放棄地、竹林にて活動をスタート。

令和 6 年 5 月 会員間で法人化の意思確認

令和 6 年 7 月 設立総会開催

令和 6 年 7 月 11 日

特定非営利活動法人
設立代表者 住所又は居所

氏名

池尻 裕

NPO 法人 KOBE CRAFT WORKS

令和6年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和6年度は、事業の実施にあたりフィールドづくりとしての竹林整備を進める。また、イベント事業、ワークショップ事業については、参加人数を増やすため広報を重点的に行いつつ、秋の実施に向け準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場 所	従事者 の予定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
① 竹林整備 事業	地域の放置竹林、耕作放棄地に対し整備を行い、フィールドづくりと竹資源の活用を進める	設立 ～ 10 月	北区淡河町 内	10人	一般10人	700
② イベント 事業	秋の輝夜祭開催に向け準備を進める	通年	北区淡河町 内	20人	参加者100人	300
③ 普及啓発 事業	ワークショップ開催	年4回	市内	2人	一般30人	0
	SNS、HP管理運営	随時	市内	2人	不特定多数	

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 3月
- ② 理事会 年1回

(2) 事務局体制

事務局長：池尻裕

NPO 法人 KOBE CRAFT WORKS

令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

令和 7 年度は、フィールドを活用しプレーパークとしての運用を始め、年間を通じてのワークショップ開催と集客を行う。また、竹林整備については地域内の放置竹林へ出向き、整備を請け負いながら資材の確保と活用を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施予定 場 所	従事者 の予定 人 数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支 出 見込額 (千円)
① 竹林整備 事業	地域の放置竹林、耕作放棄地に対し整備を行い、フィールドづくりと竹資源の活用を進める	通年	北区淡河町 内	10人	一般 50 人	100
② イベント 事業	秋の輝夜祭開催に向け準備を進める	通年	北区淡河町 内	20人	参加者 100 人	300
③ 普及啓発 事業	ワークショップ開催	年 4 回	市内	2 人	一般 30 人	0
	SNS、HP 管理運営	随時	市内	2 人	不特定多数	

3 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 3 月
- ② 理事会 年 1 回

(2) 事務局体制

事務局長：池尻裕

令和 6年度 活動予算書
 設立時から 2025年 3月 31日まで

NPO法人KOBE CRAFT WORKS

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	
3. 受取助成金等		
神戸市補助金	1,000,000	
4. 事業収益		
竹林整備事業収益	30,000	
イベント事業収益	25,000	
ワークショップ事業収益	30,000	
プレーパーク運営事業収益	15,000	
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,100,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費	100,000	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	100,000	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
施設等評価費用	500,000	
減価償却費	500,000	
支払利息	0	
その他経費計	1,000,000	
事業費計		1,100,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
会議費	0	
旅費交通費	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	0	
管理費計		0
経常費用計	0	1,100,000
当期経常増減額	0	
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益	0	
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
経常外費用計	0	0
税引前当期正味財産増減額	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	0	0
設立時正味財産額	0	0
次期繰越正味財産額	0	0

令和 7年度 活動予算書
2025年4月1日 から 2026年 3月 31日まで

NPO法人KOBE CRAFT WORKS

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
	0		
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
	0		
3. 受取助成金等			
神戸市補助金	500,000		
4. 事業収益			
竹林整備事業収益	30,000		
イベント事業収益	25,000		
ワークショップ事業収益	30,000		
プレーパーク運営事業収益	15,000		
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
経常収益計			600,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	100,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
施設等評価費用	250,000		
減価償却費	250,000		
支払利息	0		
その他経費計	500,000		
事業費計			600,000
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	0		
管理費計			0
経常費用計			600,000
当期経常増減額	0		
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額	0	0	0
次期繰越正味財産額	0	0	0